

三島町空き家・住宅取得改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町外からの移住及び町外への人口流出抑制による定住人口の維持・増加を図るとともに、集落の維持・活性化及び景観の保全等を図るため、空き家を取得改修し、又は住宅を新築若しくは改修して三島町に定住しようとする者、又は空き家を解体して景観の保全等を図ろうとする者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和52年三島町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に在する人の住居の用に供する建物等で、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの（所有者等が日常的には居住せず年数回定期的に利用している場合も含む。）をいう。
- (2) 住宅 町内に在する人の住居の用に供する建物等で、生活するために必要な居室（居間・寝室等）及び設備（浴室・トイレ・台所等）を有する家屋（ただし、併用住宅にあっては、居住部分が総床面積の2分の1以上とする。）をいう。
- (3) 移住 町外の市区町村から住民票の移動を伴い町内に転入することをいう。
- (4) 定住 少なくとも1年間以上に亘って、生活の本拠を有していることをいう。
- (5) 所有者 空き家又は住宅の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として登録されている者をいう。
- (6) 改修 住宅機能の回復又は向上のための改築、増築、修繕、設備の改善等をいう。ただし、通常の家屋の維持管理に係る修繕等は含まない。
- (7) 新築 自己の居住の目的で、町内の敷地に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令において適法な一戸建ての住宅を建てることをいう。
- (8) 解体 人の住居の用に供する建物等を取り壊し等により、人の住居の用に供さない状態とし、その廃材を処分し、敷地を更地の状態にすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第4条に規定する補助対象事業ごとに別表第1に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 三島町暴力団排除条例（平成24年条例第4号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等
- (2) 町税その他使用料又は福島県税等を滞納している者
- (3) 解体を申請する者にあつては、当該空き家等が複数人の共有である場合において、当該共有者（補助金の申請をしようとする者を除く。）から当該空き家の解体について同意を得られない者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助は、補助対象者が、空き家又は住宅（以下「補助対象建築物」という。）に対し、次の事業（以下「補助対象事業」という。）を行う場合に、当該事業に要する経費のうち別表第2に掲げるもの（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象者に対して交付するものとし、その額は、別表第2に定める額の範囲内において町長が定める額とする。

(1) 町外からの移住、定住（町内転居含む。）又は地域活動等の促進などが見込まれる空き家の取得改修。ただし、5年以上の定住を伴う場合に限る。

(2) 町内で5年以上定住するための住宅の新築

(3) 新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の増築を伴う改修

(4) 利活用の見込みのない空き家や、倒壊等のおそれのある空き家の解体。ただし、所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 本補助金と併せて他の制度等に基づく国や県等からの補助金の交付を受けようとする工事。ただし、当該補助金への重複充当が認められている場合を除く。

(3) 解体工事にあつては、空き家の一部を解体する工事

(4) 本補助対象事業執行の前後において、建築基準法等の関係法令に違反している場合又は特定行政庁から違反指導を受けている場合

(5) 公共事業による移転補償の対象となった場合

(6) その他町長が不相当と認める工事

3 空き家の解体工事にかかる補助上限として定める基準単価は1平米当たり15,000円とする。

4 この補助金の交付は、同一物件に対して1回限りとする。

5 この補助金の交付を受けた申請者の複数申請はできないものとする。ただし、個人と法人等は別申請とみなすものとする。

6 補助対象事業は、原則として町内の業者等により行うものとする。

7 空き家の取得改修又は住宅の改修の場合の申請対象期間は、補助対象事業の要件となる者が住民票を移動した日から2年以内（町外からの移住者の場合、最初の住民票の移動日から2年間）とする。ただし、町の移住・定住施策により移住したと町長が認める者の申請対象期間は最初の住民票の移動日から4年以内とする。また、住民票の移動前に改修又は新築を行う場合にあつては、補助金交付決定日から1年以内の入居を伴う場合に限り、申請を認めるものとする。

8 別表第1補助対象事業における空き家の取得改修（移住・定住を目的とする場合）又は住宅の新築の補助金の交付を受けようとする者が、福島県来てふくしま住宅取得支援事業（平成29年8月21日付け29建第1058号）の対象要件に該当するときは、当該事業の補助金交付要綱において定める額を、別表第2に定める補助の額に加算して交付するものとする。

（補助の申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、補助金交付申請書（様式第1号）とし、次の各号に掲げる書類を添付することとする。

(1) 暴力団等排除に関する誓約書（様式第2号）

- (2) 添付書類（別表第3に定める）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請は毎年度、別に定める募集期間において受け付けるものとする。

（申請内容の審査・補助金の交付決定）

第6条 町長は、受理した申請書について審査委員会の意見を聴取し、採否及び補助金交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第4条第2項の規定による交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条の規定による通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容等の変更をしようとするときは、第8条第1項により速やかに町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）1部を町長に提出し承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けるべきこと。

（変更の承認申請）

第8条 規則第6条の規定に基づき、町長の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 添付書類（変更設計図書・見積書等、その他変更の内容が分かる書類）

2 前項の変更承認申請は、補助事業の内容を変更しようとするときに行うものとする。

（状況調査）

第9条 町長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に基づき適切に行われているかどうかの現地調査を行うことができる。

2 町長は、前項の調査の結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、補助対象者に対し、適切に行うよう指示するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第10条に規定する実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 添付書類（出来高設計図書、完成写真、契約書等の写し、請求書・領収書等の写し、住民票の移動前に改修を行った場合にあっては住民票、売買又は賃貸借前に改修を行った場合にあっては売買契約書又は賃貸借契約書の写し、その他実績が分かる書類）

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定（以下「確定額」という。）し、補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し）

第12条 町長は、規則第7条第1項の規定によるほか、補助対象者が第9条、第10条、第13条及び第16条の規定に違反した場合は、規則第4条第1項の規定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第13条 補助金は規則第11条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（概算払請求書）（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、別に定める期限において、当該補助金を返還しなければならない。

（1）第12条の規定により、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき

（2）前条第1項及び第2項の規定による概算払により交付された補助金額が、第8条第1項及び第2項の規定により承認された額を超えているとき、又は確定額を超えているとき

（3）前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき

2 前項第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表第4のとおりとする。

（会計帳簿等の整備・保存）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（経過報告）

第16条 空き家又は住宅の改修に係る補助対象者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、町長が必要と認める場合には、経過報告書（様式第7号）の提出により状況報告を行わなければならない。

2 補助金に係る改修を行う空き家・住宅が、明らかに利活用されていないと認められるときは、第14条第1項及び第3項の規定により、補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

(要綱の見直し)

第17条 この要綱は、その運用状況や実施効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な規定等は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年 2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年 8月1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補 助 対 象 事 業		補 助 対 象 者
空 き 家 の 取 得 改 修	移住・定住を 目的とする場合	①町外からの移住者又は町内における住民票の移動を伴う転居者で、かつ、空き家を購入又は賃借した者、あるいは購入又は賃借を予定している者。ただし、5年以上の定住を伴う者に限る。 ②空き家の所有者又は相続人。ただし、所有者又は相続人が居住する場合は所有者若しくは相続人、改修後の空き家を売却若しくは貸出する場合は購入者若しくは賃借者のいずれかが5年以上の定住を伴う場合に限る。また、相続人が複数いる場合には、全員の同意を得られている場合に限る。
	地域活動等での使用を目的とする場合	①空き家の所有者若しくは相続人（改修後の空き家を売却又は貸出する場合も含む）又は賃借した者。ただし、改修後の空き家について、5年間の利活用計画が策定されている場合に限る。また、相続人が複数いる場合には、全員の同意を得られている場合に限る。
住 宅 の 新 築	①新築する住宅の所有を予定する者。ただし、5年以上の定住を伴う者に限る。	
住 宅 の 改 修	①住宅の所有者又は相続人。ただし、5年以上の定住をする場合に限る。また、相続人が複数いる場合には、全員の同意を得られている場合に限る。	
空 き 家 の 解 体	①空き家の所有者又は相続人。ただし、相続人が複数いる場合には、全員の同意を得られている場合に限る。 ②①に規定する者から補助対象建築物の解体（除却）について委任を受けた者。	

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	空き家・住宅の取得改修又は空き家の解体に係る次の経費 ①住宅取得費 ②工事請負費 ③調査設計費 ④家財処分費（ただし、空き家の改修又は解体の場合に限り、補助金上限額のうち25万円を上限とする。） ⑤その他、町長が必要と認める経費
補助対象外経費	・蔵や倉庫、車庫等の付属建築物 ・その他第4条第2項各号に規定するもの
補助の額	補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、次の額を上限とする。 （千円未満の端数は切捨て）なお、この補助の額は、補助対象経費のうち、①住宅取得費、②工事請負費、③調査設計費、④家財処分費、⑤その他、の順に算出するものとする。
空き家の取得改修	移住・定住 ①町外から住民票の移動を伴う移住者の場合 150万円 ②町内で住民票の移動を伴う転居者の場合 100万円
	地域活動促進 100万円
住宅の新築	①町外から住民票の移動を伴う移住者の場合 150万円 ②町内の事業者を利用した新築の場合 150万円 ③町外の事業者を利用した新築の場合 100万円
住宅の改修	100万円
空き家の解体	75万円

別表第3（第5条関係）

補助の申請に必要な添付書類を次のとおり定める。

補助の対象	添付書類
空き家の取得改修	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・見積書 ・現況写真 ・入居者全員の住民票（所有者又は相続人が、その物件の購入者又は借主が入居する前に改修する場合、その入居者がわかるもの） ・地域活動促進の場合、利活用計画書（5年間分） ・相続人が申請する場合、確約書（様式第3号） ・空き家物件の賃貸借の場合、賃貸借契約書の写し ・空き家物件の売買の場合、売買契約書の写し（購入前の場合は売買契約額がわかるもの。） ・申請者の市区町村民税の納税証明書（直近1年分）（町外に住所を有する場合に限る。）

住宅の新築	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・見積書 ・新築する土地の現況写真 ・入居者全員の住民票 ・建築予定地が賃貸借の場合、賃貸借契約書の写し ・建築予定地が売買の場合、売買契約書の写し ・申請者の市区町村民税の納税証明書（直近1年分）（町外に住所を有する場合に限る。）
住宅の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・見積書 ・現況写真 ・入居者全員の住民票（当該物件に新たに入居する者がわかるもの） ・相続人が申請する場合、確約書（様式第3号） ・申請者の市区町村民税の納税証明書（直近1年分）（町外に住所を有する場合に限る。）
空き家の解体	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・見積書 ・現況写真 ・空き家物件の登記事項証明書又は固定資産家屋証明書 ・相続人が申請する場合、確約書（様式第3号）及び所有者の戸籍謄本又は除籍謄本 ・委任を受けた代理人が申請する場合、所有者又は相続人の委任状 ・申請者の市区町村民税の納税証明書（直近1年分）（町外に住所を有する場合に限る。）

別表第4（第14条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

年 月 日

三島町長 様

(申請者) 住 所
氏 名 印
電話番号

三島町空き家・住宅取得改修費等補助金交付申請書

年度三島町空き家・住宅取得改修費等補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

補助対象事業 ※該当する番号に○	1 空き家の取得改修(移住・定住) 2 空き家の改修(地域活動) 3 住宅の新築 4 住宅の改修 5 空き家の解体
物件の住所	
事業費	円
補助金交付申請額	円
空き家の利活用の予定 又は空き家の解体後の 土地利用の予定	
居住する者全員の 現住所及び氏名	
施工予定業者の住所 及び業者名	
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
各種税・使用料等納入 関係書類閲覧の同意	本申請に当たり、私の各種税・使用料等納入状況を確認するために、 関係書類を閲覧することについて同意します。 住所 氏名 印
改修の承諾及び 各種税・使用料等納入 関係書類閲覧の同意 ※申請者が空き家の借主 の場合、空き家の所有者 が記入してください。	上記物件について、改修を行うことを承諾し、原状回復は求めません。 また、私の各種税・使用料等納入状況を確認するために、関係書類を 閲覧することについて同意します。 年 月 日 住所 氏名 印

※解体工事費の基準単価は、15,000円/m²を上限とする。

暴力団等排除に関する誓約書

三 島 町 長 様

- 1 私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定する行為、団体等）、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて三島町の信用を毀損し、又は三島町の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は三島町から請求があり次第、三島町に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、私の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

確 約 書

私は、補助金の交付に関する規則（昭和52年三島町規則第4号）により補助金の交付を受け
るに当たり、下記の事項を遵守することについて本書面をもって約束いたします。

記

- 1 補助対象事業
- 2 補助金名 三島町空き家・住宅取得改修費等補助金
- 3 補助金額 円
- 4 遵守事項 当該補助対象建築物の解体に係る私以外の相続権利者等との間の事案につ
いては、一切の責任を負う。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

三島町長 様

(申請者) 住 所
氏 名 印

三島町空き家・住宅取得改修費等補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書

年度三島町空き家・住宅取得改修費等補助金交付申請を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、交付要綱第8条の規定により申請します。

記

補助する家屋の住所	
交付決定年月日・番号	年 月 日付け三島町指令第 号
変更（中止・廃止）理由	
変更（中止・廃止）内容	
変更後の助成金申請額	円

年 月 日

三島町長 様

（申請者）住 所
氏 名

印

三島町空き家・住宅取得改修費等補助金交付事業実績報告書

年 月 日付け三島町指令第 号で交付決定のあった三島町空き家・住宅取得改修費等補助金交付事業を完了したので、交付要綱第10条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

補助する家屋の住所	
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

（添付書類）

- ・ 出来高設計図書
- ・ 完成写真（完成前、完成後がわかるもの）
- ・ 工事契約書等の写し
- ・ 請求書・領収書等の写し
- ・ その他実績が分かる資料
- ・ 住民票の移動前に取得改修又は新築を行った場合にあっては住民票
- ・ 売買又は賃貸借前に改修を行った場合にあっては売買契約書又は賃貸借契約書の写し

年 月 日

三島町長 様

(申請者) 住 所
氏 名

印

三島町空き家・住宅取得改修費等補助金交付請求書

年 月 日付け三島町指令第 号で交付決定のあった三島町空き家・住宅取得改修費等補助金について、交付要綱第12条の規定に基づき、金 円を交付し
てくださるよう請求します。

記

補助する家屋の住所	
事業費	円
交付決定額(A)	円
受領済額(B)	円
今回請求額(C)	円
残額(A-B-C)	円

【振込先口座】

銀行名	
支店名	
口座種類	普通・当座
口座番号	
口座名義人	
フリガナ	

年 月 日

三島町長 様

(申請者) 住 所
氏 名

印

三島町空き家・住宅取得改修費等補助金経過報告書

年 月 日付け三島町指令第 号で交付決定のあった三島町空き家・住宅取得改修費等補助金について、平成 年度の経過を下記のとおり報告します。

記

経過報告年度	年度
改修等実施年度	年度
補助した家屋の住所	
事業費	円
補助金交付額	円
経過 ※現在の使用状況等 について、具体的に 記入してください。	